市長宛

[illegible]

財團法人協調會大阪支所

ノ聲明書ヲ發表シテ運動ヲ打チ切ツタ

一時氣勢ヲ揚ゲントシタ京都交通モコノ打チ切リニヨツテ全ク衰微シ組合員モ最初組織ニ參劃シタ三十有余名ヲ實數トシテ算スルニ過ギナカツタガ、組織ソノモノハ本事件ヲ機トシテ確實ニ樹立サレタ。

京都交通勞働組合規約（七月五日制定）

第一章　總則

第一條　本組合ハ京都交通勞働組合ト稱シ本部ヲ京都市內ニ置ク

第二條　本組合ハ京都市電現業員ヲ以テ組織ス

第二章　目的及事業

第三條　本組合ハ會員相互ノ協力ニ依リ勞働條件ノ維持改善ヲ計リ以テ理想的生活ヲ實現スルヲ目的トス

第四條　本組合ハ前條ノ目的ヲ達センガ爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、共濟　二、各種ノ調査

財團法人協調會大阪支所